

浜環政第 198 号
令和 4 年 3 月 8 日

国土交通省 中部地方整備局
中部地方整備局長 堀田 治 様

浜松市長 鈴木 康友



「浜松湖西豊橋道路 計画段階配慮書」
に関する意見について (回答)

令和 4 年 12 月 23 日付けで国土交通省中部地方整備局より提出された標記環境影響評価計画段階配慮書に対し、道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針等を定める省令第 14 条第 2 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

電話：053-453-6146 FAX：050-3606-4345

e-mail：kankyous@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松湖西豊橋道路 計画段階配慮書

に関する市長意見

I 全般事項

1 道路の配置等

- (1) 今後の事業計画の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、出来るだけ環境影響の少ない設計・計画とすること。
- (2) 計画段階配慮書における位置等の複数案の設定に関して、浜松市内の区間に関しては複数のルート帯案が設定されていないことから、方法書においてその理由を明らかにするとともに、ルート帯内で環境への影響に配慮した設計・構造とすること。

2 最新の知見の導入

今後の事業計画の検討に当たっては、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避又は低減に努めること。

3 地域住民等に対する情報提供

現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行うこと。

4 事業計画の見直し

今後の事業計画の検討に当たって、以下の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、道路の配置等の見直しを行うこと。

II 個別事項

1 大気質、騒音・振動

ルート帯の中には複数の住居が存在することから、本事業の実施により、大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、住居等への影響に配慮した設計に努めること。

2 水質

ルート帯は複数の河川を横断することから、工事の実施に伴い発生する濁水や、道路排水等により、河川の水質への影響が生じないように、具体的な事業計画の検討に当たっては河川の状況を調査し、水質の保全に配慮すること。

3 動物、植物、生態系

動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見・事例等の収集を適切に行うとともに、専門家等の助言を受けて適切に調査・予測・評価を行い、影響を回避又は低減するよう配慮すること。

4 景観

事業実施想定区域の三ヶ日地区は、浜松市景観形成基本計画において、地域における恵まれた自然景観の保全として、三ヶ日のみかん山や里山等の身近な自然環境や緑地景観を保全するとしていることから、事業の検討に当たっては、景観資源との調和に配慮すること。

5 廃棄物等

工事の実施に伴い、廃棄物や建設発生土が発生することから、その発生を抑制するとともに、適正に処理すること。

6 文化財等

- (1) ルート帯の中には、浜松市指定天然記念物「玉洞寺のサザンカ」や史跡「西山古墳」、国指定天然記念物「カモシカ」の生息域を含むことから、これらの文化財等へ事業が及ぼす影響を回避又は低減するよう配慮すること。
- (2) 配慮書では、埋蔵文化財包蔵地が図示されていないほか、文化財の史跡・建造物で記載されていないものが存在するため、改めて調査を行い、その結果を方法書以降の図書に反映すること。